

# 須賀川市地方就職支援金 該当チェックリスト

R7.6.3現在

## 1 移住に関する要件 【(1)と(2)はそれぞれすべてに該当、(3)はすべてに☑が必要】

### (1) 移住元に関する要件

- 大学又は大学院の卒業又は終了年度において、東京都内に本部がある東京圏のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業若しくは終了している又は在学中(卒業見込み)である。
- 大学等の卒業又は終了年度において、東京圏に継続して在住している。

### (2) 移住先に関する要件

- 福島県内に所在する企業に就職することが内定している。
- 申請時点で、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。
  - ※ 在学中に申請する場合は、申請時において就業開始予定日前1年以内である。
- 地方就職支援金の申請日から5年以上継続して須賀川市に住む意思がある。
  - ※ 在学中に申請する場合は、卒業後に内定企業に就職し須賀川市に移住する意思を有していること。

### (3) その他【すべてに☑】

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係がある者でない。
- 日本人または外国人である。外国人の場合は、下記のうちいずれかの在留資格を有している。  
【永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特別永住者】

## 2 仕事に関する要件(就業) 【すべてに☑が必要】

### ア 就業先に関する要件

- 勤務地が福島県内に所在する企業等に大学等を卒業又は終了してから1年以内に就職している。
- 風営法に規定されている風俗営業者でない。
- 暴力団等の反社会的勢力、反社会的勢力と関係を有する法人等でない。
- 官公庁等の場合は、県内に所在する官公庁等である。
- 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務に努めている法人等でない。

### イ 就業条件等に関する要件

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職している。
  - ※ 在学中に申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みである。
- 福島県内への勤務地限定型社員としての採用である。
  - ※ 在学中に申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定である。